

# 大分県建築行政マネジメント計画

〔第3次〕

令和4年3月

【大分県建築行政マネジメント推進協議会】

## 【目 次】

I	計画策定の趣旨	1
II	策定主体及び実施体制	1
III	計画の対象範囲	2
IV	計画期間	2
V	計画の公表	2
VI	取り組みに対する達成状況の把握及び継続的改善	2
VII	推進すべき施策及び目標	2
1	建築確認から検査までの建築規制の実効性確保	3
(1)	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	3
(2)	中間検査・完了検査の徹底	4
(3)	工事監理業務の適正化とその徹底	5
(4)	仮使用認定制度の的確な運用	6
2	指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	6
(1)	指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	6～7
(2)	建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	7～8
3	違反建築物等への対策の徹底	8
(1)	違反建築物対策の徹底	8～9
(2)	違法設置昇降機の対策の徹底	9
4	建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	10
(1)	定期報告制度の的確な運用による維持保全の推進	10
(2)	建築物に係るアスベスト対策の推進	11
(3)	既存不適格建築物の現行基準への水準向上と有効活用	12
5	事故・災害時の対応	12
(1)	事故発生時（火災を含む）の迅速かつ適確な対応の促進	12～13
(2)	災害発生時の迅速な対応の推進	13
6	消費者への対応	14
7	執行業務体制の整備	14
(1)	内部組織の執行体制の整備	14～15
(2)	関係機関・関係団体との連携による執行体制の整備	15
(3)	建築確認・検査等に係るデータベースの整備	16
VIII	円滑な建築確認等に係る推進計画書	16
IX	取組状況の検証	17
1	確認申請・検査の状況について	17
2	建築士事務所の状況について	18
3	定期報告制度の状況について	19～20

## I 計画策定の趣旨

平成10年6月の建築基準法改正により、建築物の安全性確保のため、中間検査制度の導入等の措置が講じられるとともに建築確認検査業務が民間に開放され、建築確認や検査体制の強化が図られてきた。

これらを受け、大分県では、平成11年に「大分県建築物安全安心実施計画」を策定し、県内の特定行政庁及び建築関係団体等が連携して確認検査制度の周知徹底や工事監理業務の適正化とその徹底などの対策を進め、完了検査率の大幅な向上等の成果が得られたところである。

このような中、平成22年5月に発出された国からの「建築行政マネジメント計画策定指針の制定」に関する技術的助言を踏まえ、「迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」、「既存建築物対策」、「執行業務体制の整備」等の内容を盛り込んだ「大分県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を平成23年12月に定め（第一次計画）、その後、平成29年度に改定し（第二次計画）、建築物の安全性確保に向けた取組みを推進してきた。

この間、建築基準法や建築士法は、社会情勢の変化に対応できるよう改正され、建築行政を取り巻く環境下で建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められている。また、令和2年2月5日には、国から「建築行政マネジメント計画策定指針の改定」に関する技術的助言が発出され、建築基準法等の制度改正の内容や近年発生した違反建築物への対応などが反映されたことから、引き続き建築行政を取り巻く課題に対応していくため、新たにマネジメント計画を策定し、各種取組みを推進していくこととする。

## II 策定主体及び実施体制

本計画は、下記で構成する「大分県建築行政マネジメント推進協議会」で策定し、各団体で連携を図りながら実施していくものとする。

### ◆大分県建築行政マネジメント推進協議会の構成団体

県	大分県
県を除く特定行政庁	大分市
	別府市
	中津市
	日田市
	佐伯市
	宇佐市
指定確認検査機関	一般財団法人 大分県建築住宅センター
	日本 E R I 株式会社大分支店
指定構造計算適合性判定機関	一般社団法人 大分県建築構造技術センター
	一般財団法人 大分県建築住宅センター
建築関係団体	公益社団法人 大分県建築士会
	一般社団法人 大分県建築士事務所協会

### III 計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

### IV 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までとする。

### V 計画の公表

マネジメント計画は、その達成を確実なものとするために、県内特定行政庁、関係機関及び建築関係団体等に周知した上で、県のホームページにて公表する。

### VI 取り組みに対する達成状況の把握及び継続的改善

本計画を推進するため、目標達成状況を適宜把握し、検証を行うとともに必要に応じて施策の見直しを行うなど、随時改善を図るものとする。

### VII 推進すべき施策及び目標

施策の達成状況等から、課題の分析を行い、達成すべき目標を設定する。

さらに、設定された目標を達成するために計画期間中に推進すべき施策について、施策の区分、取組内容及び実施主体の区分を明確化するため、一覧表にして整理する。

なお、一覧表の見方については、以下の記載例のとおりとする。

#### 【推進すべき施策】（記載例）

施策 区分	取組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	建築確認・・・・・・・・・・・・・・・・	●	●	○	○

#### 【記載項目に関する留意事項】

- ◆ 施策区分→→→→→ 重点施策については「◎」とし、それ以外は空欄とする。
- ◆ 実施主体の区分→→ ●：実施主体 ○：支援・連携する実施団体 とする。
- ◆ 県以外の実施主体名について
  - ・特庁とは、県を除く特定行政庁を指すものとする。
  - ・指定とは、大分県内に所在地を置く指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関を指すものとする。
  - ・団体とは建築関係団体で（公社）大分県建築士会及び（一社）大分県建築士事務所協会を指すものとし、それ以外の団体が実施主体となる場合は、各施策一覧表の欄外に特記事項として記載する。外

# 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性確保

## (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

### 【現状と課題】

審査に時間を要する物件は、図面間の不整合や補正の作業に時間を要している場合が多い。また、構造計算適合性判定を要する物件についても、同じく設計図書間の不整合等によって審査が長期間に及ぶ場合があることから、確認申請前の相談・協議や物件毎の進捗管理等を含めた審査を適確に実施していく必要がある。

### 【目標】

円滑な経済活動に配慮しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とし、引き続きこれまでの確認審査期間（建築確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間）を遵守していく。

#### ◆確認申請から確認済証交付までの所要期間

- ・法定処理期間以内（指定確認検査機関等によっては各々が定める処理期間以内）

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除く。

### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	確認審査、構造計算適合性判定審査及び消防同意手続きについて「円滑な建築確認手続きに係る推進計画書」に基づき並行審査を実施する。	●	●	●	○
	審査のバラツキ等をなくすため、日本建築行政会議等の資料を参考とするとともに、審査担当者の意見調整を図るなどして審査上の運用規定の統一化を図る。	●	●	●	●
	審査担当者に対する研修を行うとともに、各種技術講習会に積極的に参加するなど審査技術の向上の取り組みを推進する。	●	●	●	○
	審査の進捗管理を行い、迅速な確認審査に努める。また、審査に時間を要したものについては、その対応策を検討する。	●	●	●	○

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

**重点項目**

### 【現状と課題】

平成11年度に「大分県建築物安全安心実施計画」を策定以降、完了検査率向上の施策を実施してきたことにより、令和元年度には90%を超え、着実に向上している。

今後も中間検査及び完了検査において、適正な工事監理が実施されていることを確認するとともに、完了検査率が高い水準で推移するよう推進すべき施策を継続して取り組む必要がある。(参考資料：IX 取組状況の検証についてP17)

### 【目標】

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図るものとする。

また、数値目標については、確認件数と完了検査件数が年度毎の集計となることから、完了検査率が数値的に100%になることは困難である。よって新たな計画における目標は、下記のとおりとする。なお、中間検査率については、完了検査率と連動することから、具体的な数値目標の設定は行わない。

◆工事完了検査率を目標とする。

・完了検査率・・・・・・・・概ね100%とする。

### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	中間・完了検査申請書が提出されていない建築物について、工事監理者又は申請者に電話にて確認を行い、状況により適宜、督促を行う。	●	●	○	○
◎	督促等を行ったにもかかわらず、未受検となった建築物の申請者及び工事監理者に対する報告徴収、現地や建築士事務所の立入検査を実施する。	●	●	○	○
◎	中間・完了検査時に原則として工事監理者の立ち会いを求める。また、建築主事等は工事の施工管理記録等及び監理者の監理状況を審査し、適切に工事が行われているか確認するものとする。	●	●	●	○
	中間・完了検査制度について、ホームページ、広報誌又は会報等で周知を行い、各種手続きの遵守の指導・PRを行う。	●	●	○	●

### (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

**重点項目**

#### 【現状と課題】

建築確認申請時に工事監理者が未定の場合、工事監理者選定届を提出するよう指導を行っているが、確認当初から選定されているものに比べ完了検査率が低い傾向にある。

また、完了検査時に工事監理報告書の記載内容を確認し、必要に応じて指導を行っているものの、工事監理が適正に行われているかどうか不明なケースも見受けられる。

工事監理については、建築施工中における適法性を確保する観点から、工事監理者が適正に選定され監理が行われることが重要である。

#### 【目標】

工事監理者に対して建築主への工事監理契約等に関する書面の交付や工事監理報告書の提出を指導することにより、工事監理業務の適正化を図っていくものとする。

また、建築確認申請時に工事監理者が未定の場合は、工事監理者選定届が確実に提出されるよう建築主や設計者に対して周知徹底を行っていくものとし、具体的な数値目標の設定は行わない。

#### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	建築技術者等に対して、工事監理業務の重要性及び建築士法第24条の8による工事監理者の建築主への書面交付義務等について講習会を開催し、工事監理の適正化を図る。	●	●	○	●
◎	確認申請時に工事監理者が未定の場合については、速やかに選定届を提出するよう指導するとともに、中間・完了検査前に選定届等が提出されていることを確認する。	●	●	●	
	工事監理が適正でないと思われる工事監理者に対しては、工事監理状況の具体的な報告を求めて改善を促すなど、業務の適正化を徹底する。	●	●	○	
	工事監理の適正化について、関係団体が実施する各講習会及び広報誌により周知徹底を図る。	○	○	○	●

#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

##### 【現状と課題】

平成27年6月1日に施行された改正建築基準法において、これまで特定行政庁でしか認定できなかったものが、指定確認検査機関においても仮使用の認定ができるようになった。仮使用の認定制度については、参考として「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（一般財団法人 日本建築防災協会）」があるが、個別案件毎の判断が必要な場合もあることから、特定行政庁と指定確認検査機関による運用の整合を図っていく必要がある。

##### 【目標】

仮使用される建築物の安全確保のため、認定制度が的確に運用されるよう周知等に努めていくものとする。

##### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	特定行政庁、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性を確保する。	●	●	●	
	工事中における建築物の安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知を図る。	●	●		
	安全上、防火上、避難上著しく支障があると認められる場合における必要な是正措置の徹底を図る。	●	●		

## 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

#### 【現状と課題】

大分県では、指定確認検査機関が、(一財)大分県建築住宅センターと日本E R I株式会社大分支店、指定構造計算適合性判定機関は、(一財)大分県建築住宅センター及び(一社)大分県建築構造技術センターがあるが、これまで確認審査・検査、構造計算適合性判定における特段の問題は見つかっていない。

今後も、適確な確認審査・検査を確保するため、また、適切な設計・工事監理により建



建築物の安全性を確保するため、指定確認検査機関に対する指導・監督を徹底する必要がある。

**【目 標】**

県内特定行政庁が連携し、指定確認検査機関等への立入調査を実施するなど、指導・監督を徹底する。

**【推進すべき施策】**

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	県指定及び本県に事務所を置く指定確認検査機関等への立入調査を実施する。	●	○		
	立入調査を実施するために、県内特定行政庁の連携体制を整備する。	●	○		

**(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底**

**重点項目**

**【現状と課題】**

県内の建築士事務所の登録数は、平成28年度以降も減少傾向が続いており、平成30年度には、900件を割り込んでいる。

一方で、建築士事務所の立入件数は、平成28年度は50件を超えていたものの、それ以降は減少し、ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、立入調査自体が実施できていない状況である。

建築物の安全を確保するためには、適切な設計及び工事監理が重要であることから、建築士・建築士事務所に対する適確な指導・監督について引き続き取り組んでいくことが必要である。(参考資料：IX 取組状況の検証について P 18)

**【目 標】**

建築士及び建築士事務所への立入調査により、建築士法違反の解消に向けて指導・監督を徹底する。

◆建築士事務所の立入調査の強化

- ・建築士事務所の登録更新期間である5年の間に立入調査を行うよう計画的に実施する。

### 【推進すべき施策】

施策 区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	年間を通じて建築士事務所への立入調査を計画的に実施し、業務報告書の提出や業務における法令遵守等について適確な指導・監督を行う。	●	○	○	○
	建築士及び建築士事務所に対する処分基準の適正な運用を図る。	●	○	○	
◎	管理建築士の講習や所属建築士の定期講習等の受講の周知徹底を図る。	●	○	○	●
	建築士免許登録等事務を行う指定登録機関及び建築士事務所登録等事務を行う指定事務所登録機関の適切な指導・監督を行う。	●			○
	建築主等からの苦情への相談体制を強化し、消費者対応の充実を図る。	●	○	○	●
	建築士団体等において、建築士の知識や社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を実施する。	○	○		●
	県内特定行政庁及び関係団体との建築士等に関する情報の共有化及び連携を図る。	●	●	●	○

## 3 違反建築物等への対策の徹底

### (1) 違反建築物対策の徹底

**重点項目**

#### 【現状と課題】

これまでは、主に建築基準法に基づく建築確認申請の手続き違反が多くを占めていたが、昨今は、施工不良や建築材料の適合性に関する違反等が多く見受けられることから、そういった物件に対して迅速かつ適確な対応が求められている。また、未届けの有料老人ホームや個室ビデオ店等の火災事故等が発生しており、今後も、県民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携し、違反建築物の対策に取り組んでいく必要がある。

#### 【目標】

違反建築物の発生を防止するための取組みを強化するとともに、違反が発覚した建築物については、警察、消防、福祉等の関係機関との連携により迅速な是正指導に努め、違反の解消に向けた対策を推進する。

**【推進すべき施策】**

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	予防の観点から、工事期間中の建築物等の立入調査や定期的な建築パトロールを実施する。	●	●		○
◎	違反発覚後の適切な対応を図るため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携体制を確保する。	●	●		
	重大かつ悪質な違反建築に関与した建築主や建設業者等に対しては、警察との連携により、告発を行うなど指導の強化を図る。	●	●		
	違反情報や違反对応に関して、特定行政庁間や指定確認検査機関等と情報の共有を図る。	●	●	○	
	既存建築物の違反等については、防災査察時に立入調査等を実施し、関係機関と協力して是正指導にあたる。	●	●		

**(2) 違法設置昇降機の対策の徹底**

**【現状と課題】**

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置昇降機については、労働基準監督署等との連携を図り、設置状況の把握に努めている。違法昇降機が確認された場合は、必要に応じて適切な是正指導の徹底を図っていく必要がある。

**【目標】**

違法昇降機を確認した場合、違反項目の解消に向け是正指導の徹底を図る。

**【推進すべき施策】**

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	違法設置昇降機に関して特定行政庁間や指定確認検査機関等と情報の共有を図る。	●	●	○	
	関係機関(注)との連携により違法設置昇降機の把握に努め、是正指導を徹底する。	●	●		○ (注)

※団体欄における○(注)は、関係機関として労働基準監督署、労働局を示す。

## 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

**重点項目**

#### 【現状と課題】

平成28年度から令和2年度までの建築物の定期報告率は、年度毎の報告対象用途によってバラツキがあり、特に旅館・ホテルや百貨店、飲食店、物販店舗等の建築物や昇降機等を除く建築設備及び防火設備については低い状況にある。

これら定期報告率の低い対象建築物や建築設備及び防火設備については、引き続き報告の徹底を図るとともに重点的に改善指導を行うなど、既存建築物の安全対策と適正な維持管理に努めていく必要がある。(参考資料：IX 取組状況の検証についてP19~21)

#### 【目標】

定期報告対象建築物の報告率の向上を図るとともに、建築設備及び防火設備については、報告対象の要否の確認を行い、データベース(台帳)の整備を図る。

◆建築物及び昇降機等の報告率の向上	
病院・有床診療所、高齢者・障がい者等の就寝用建築物、体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場等	80%以上を継続
旅館・ホテル、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、公衆浴場、待合所、飲食店、物販店舗等	60%以上
昇降機等	概ね100%

#### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	定期報告対象建築物の確認済証又は完了検査済証交付時に、リーフレット等により定期報告制度の周知を図る。	●	●	●	○
◎	建築設備及び防火設備の把握に努め、データベース(台帳)を整備する。	●	●		
◎	定期報告時期に対象建築物の所有者等に対する報告依頼や、報告があった場合はそれを踏まえた改善・是正・指導を徹底する。	●	●		
	未報告建築物所有者等に対し、報告の督促を徹底する。	●	●		
	未報告建築物を防災査察の対象と位置づけ、防災上重要な建築物から優先的に立入調査を実施する。	●	●		
	定期報告制度及び調査(検査)基準について講習会を開催し、制度の周知及び技術の向上を図る。	○	○		●

## (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

### 【現状と課題】

昭和31年から平成元年までに建てられた1,000㎡以上のアスベストを有する建築物のデータベース(台帳)を平成17年度から作成し、アンケート調査とともに指導等を実施してきた。結果として、令和2年度末時点で、吹付アスベストが露出している建築物の飛散防止対応率は、96%となっている。今後も引き続き、所有者等への周知活動や現地調査により、改善に向けて取り組んでいく必要がある。

また、300㎡～1,000㎡未満の不特定多数が利用する建築物については、抽出調査と並行してアンケート調査の実施、更には、平成2年～平成18年までの建築物やレベル2に関するデータベース化など、優先順位を付けた上で順次進めていくことが必要である。

### 【目標】

アスベストに関する情報提供等による普及啓発に努めるとともに、早期のデータベース(台帳)の整備に向けて、継続したフォローアップを行う。また、アスベストの事前調査や除去等に関しても、国の助成制度等を活用した取組みを推進する。

### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	1,000㎡以上の建築物については、継続してフォローアップを行い、実態把握も含め、データベースの整備を図る。	●	●		
	300㎡から1,000㎡未満の不特定多数が利用する建築物の抽出及びアンケート調査の実施を行い、回答結果を基にデータベース化を推進する。	●	●		
	平成2年から平成18年までの建築物やレベル2のデータベース化に向け、関係機関との情報共有を図るとともにスケジュール等の調整を行う。	●	●		
	パンフレットの配布や建築物石綿含有建材調査者等と連携して講習会を開催するなど、アスベスト対策の周知徹底を図る。	●	●		○
	アスベストの改修に要する費用等の情報提供を行い普及啓発に努める。	●	●		○
	市町村と連携して、アスベストの含有調査や改修に関する助成制度等の普及促進を図る。	●	●		○

### (3) 既存不適格建築物の現行基準への水準向上と有効活用

#### 【現状と課題】

既存不適格建築物について、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況である。法制度や適正な維持管理について普及啓発に努め、周知を図っていく必要がある。

#### 【目標】

既存不適格建築物の所有者等に対して、危険性の周知徹底を図り、併せて現行基準へ適合させる改修等を促進する。

#### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	特殊建築物等の所有者等に対し、パンフレットの配布等により、建築物の適正な維持管理の重要性について普及啓発を図る。	●	●		○
	既存不適格建築物における現行基準への水準向上の必要性の周知と改修工事の促進	●	●		○
	確認申請図書や検査済証等の保存の重要性について周知を図る	●	●	○	○

## 5 事故・災害時の対応

### (1) 事故発生時（火災を含む）の迅速かつ適確な対応の促進

#### 【現状と課題】

近年、未届の有料老人ホームや個室ビデオ店等における火災や昇降機及び遊戯施設で事故が発生していることから、消防等の関係機関と連携し、事故発生時の迅速かつ適確な対応を図る。

#### 【目標】

事故発生時の迅速な対応及び事故発生を防止するための連携体制の整備を図るとともに、事故に関する調査の実施に努める。

**【推進すべき施策】**

施策 区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	事故発生時、迅速に対応するため、消防・警察その他関係機関・関係団体との連携体制の整備を図る。	●	●		○
	事故に関して迅速な調査を行い、その結果を国、県、市町村及び関係機関・関係団体に情報提供する。	●	●		○
	同種・類似の事故を未然に防止する観点から、安全管理等の重要性に関する周知等を行う。	●	●		○

**(2) 災害発生時の迅速な対応の推進**

**【現状と課題】**

災害発生時においては、建築物の被害状況を迅速に把握し、情報共有を図ることが重要である。特に地震災害においては、二次被害の防止を目的として、応急危険度判定士の派遣等に関して迅速な対応をとれる体制の整備が必要である。

**【目 標】**

災害発生時における被害状況を把握するため、情報共有体制の整備を行うとともに、地震災害においては応急危険度判定業務が迅速に行えるよう訓練の実施等により技術力の向上を図り、迅速な対応を可能とする体制整備を図るものとする。

**【推進すべき施策】**

施策 区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	災害発生時における迅速な被害状況の把握、情報提供を行うため体制の整備を図る。	●	●		○
	応急危険度判定士の確保と訓練等の実施による技術力の向上を図る。	●	●		○
	広域的な応急危険度判定士の派遣体制について、関係機関との連携など、体制整備の充実を図る。	●	○		○
	効率的な応急危険度判定が行えるよう、必要に応じて図上訓練等を実施し、緊急時の対応に備えるものとする。	●	●		●

## 6 消費者への対応

### 【現状と課題】

建築基準法や建築士法では、消費者が建築確認の概要や建築士事務所の登録内容を閲覧できる制度が定められている。また、建築に係る手続きも複雑化しており、消費者の安全・安心を支援するためには、建築行政において消費者への適切な対応、情報をわかりやすく効果的に提供する必要がある。

### 【目標】

建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明などの情報開示について、消費者に対し周知を図るとともに、建築確認手続きについても、ホームページ、広報紙等により普及・啓発を図る。

### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	建築計画概要書等の閲覧制度や建築台帳記載事項証明について、ホームページ及び広報等により制度の周知を図り、消費者への情報提供を行う。	●	●		○
	各特定行政庁に建築行政消費者相談窓口を開設し、消費者対応の充実を図る。	●	●		
	建築確認手続きのリーフレット等を相談窓口にて配布する。	●	●	○	

## 7 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制の整備

**重点項目**

#### 【現状と課題】

指定確認検査機関による確認及び検査件数等の増加に伴い、行政側のシェアが減少していることから、審査や検査能力を維持していくことが重要な課題である。

建築行政職員の審査や検査能力の向上については、建築基準適合判定資格取得を含め、実践における技術習得が重要になっている。

#### 【目標】

審査技術の向上を図るための研修等の実施・効果的な執行体制の構築



**【推進すべき施策】**

施策 区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
◎	効果的かつ効率的な施策を推進するため、人員配置等を含め、適正な業務執行体制の構築を図る。	●	●	●	
◎	行政連絡会議やスキルの高い職員との意見交換等を通じて、審査方法や運用判断に関する技術力の継承等を図る。	●	●	●	
◎	審査担当者の審査技術の向上を図るための研修や意見交換会の実施、建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成を図る。	●	●	●	
◎	建築基準適合判定資格取得のための支援（講習会の受講、模擬試験の受験等）を実施し、有資格者の確保に努める。	●	●	●	

**（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の整備**

**【現状と課題】**

建築に係る法制度は、専門性が高いうえ、近年頻繁に改正が行われている。適正な業務を行うためには、関係機関・関係団体が連携し、執行体制を整備する必要がある。

**【目標】**

関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制を整備する。

**【推進すべき施策】**

施策 区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	建築確認・検査を迅速かつ適確に推進するため、建築関係団体及び関係機関との情報交換や連絡調整など、連携体制の充実を図る。	●	●	●	○ (注)
	既存建築物の安全性確保のため、建築関係団体及び関係機関と役割を明確にし、その連携体制の充実を図る。	●	●	●	● (注)

※団体欄における○（注）及び●（注）は、建築関係団体及び関係機関として消防、県及び市町村関係各担当部局等を示す。

### (3) 建築確認・検査等に係るデータベースの整備

#### 【現状と課題】

適確な建築行政を推進するためには、建築物や建築士に係る情報を的確に把握することが重要である。それらの情報の蓄積や管理を行ううえで、確認・検査をはじめとする建築物の履歴、指定道路図などの各種データベースの整備が必要である。

#### 【目標】

建築行政データベースにおける建築士・建築士事務所の履歴等の活用を図るとともに、それ以外については、各種台帳等を基本にデータベース化の推進に努める。

#### 【推進すべき施策】

施策区分	取り組むべき施策	実施主体の区分			
		県	特庁	指定	団体
	建築士・建築士事務所のデータベース化を図り、適確な建築行政を実施する	●			●
	建築確認・検査及び定期報告のデータベース化を順次進め、既存建築物の安全性確保に有効活用する。	●	●	○	
	建築基準法施行規則第10条の2の規定による指定道路図及び指定道路調書の作成及び整備の推進を図る。	●	●		

## VIII 円滑な建築確認等に係る推進計画書

建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについては、令和4年3月25日に策定した「円滑な建築確認手続きに係る推進計画書」に基づき実施するものとする。

本推進計画書についても、マネジメント計画と同様、運用の実態及び他の審査機関の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど適宜改善を図るものとする。

## IX 取組状況の検証

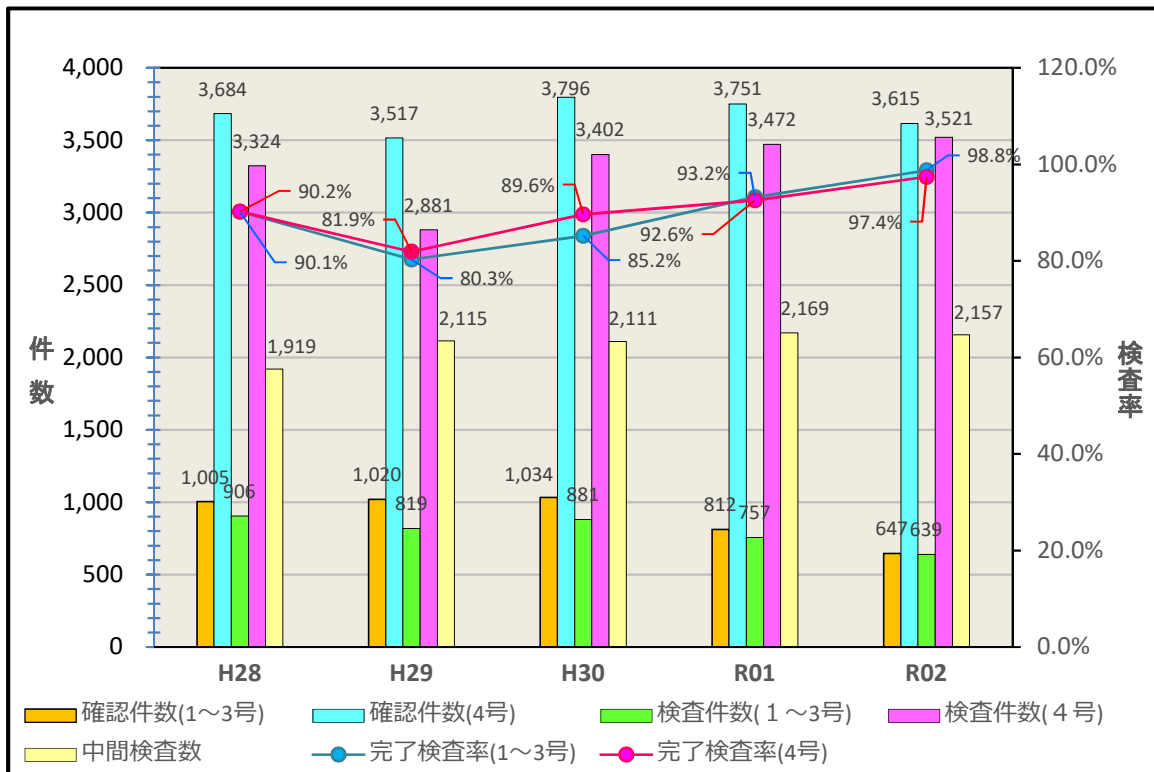
### I 確認申請・検査の状況について

直近5年間の本県における確認の状況については、1～3号建築物は1,000件程度で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年及び2年は、大きく下回っている。また、4号建築物については、その影響は少なく、3,500件程度で変動は少ない。

一方で完了検査率については、1～3号建築物は目標の100%には達成しておらず、4号建築物については、目標の90%に対して、平成29年度を除き概ね達成している。

[確認・検査件数及び完了検査率の推移]

※土木建築部の概要より抽出



		H28	H29	H30	R元	R2
確認件数	1～3号建築物	1,005	1,020	1,034	812	647
	4号建築物	3,684	3,517	3,796	3,751	3,615
検査件数	1～3号建築物	906	819	881	757	639
	4号建築物	3,324	2,881	3,402	3,472	3,521
完了検査率	1～3号建築物	90.1%	80.3%	85.2%	93.2%	98.8%
	4号建築物	90.2%	81.9%	89.6%	92.6%	97.4%
中間検査件数		1,919	2,115	2,111	2,169	2,157

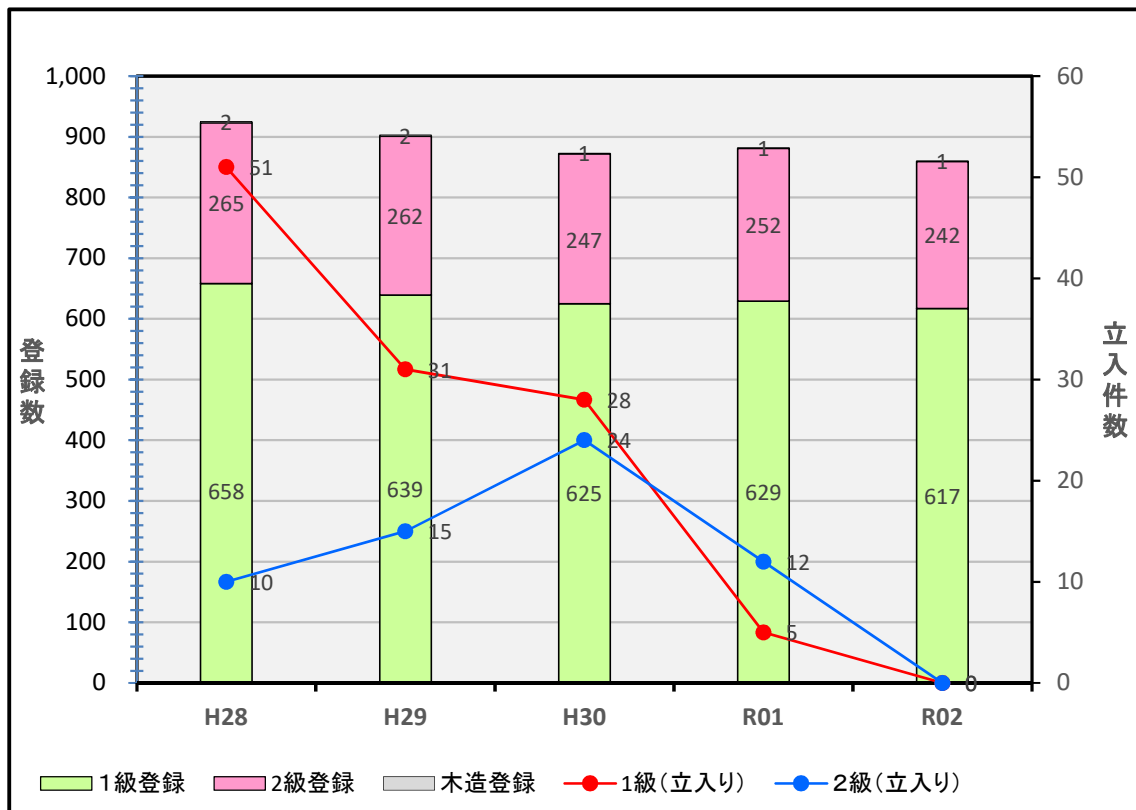
※完了検査率については、確認件数と完了検査件数を年度毎で算出している。また、確認件数には工事取りやめや用途変更も含まれている。

## 2 建築士事務所の状況について

県内建築士事務所の登録数については、1,000件を割り込んで以降も減少傾向にある。一方、事務所の立入調査については、平成28年度は60件を超えていたが、それ以降については減少している。また、令和元年度及び2年度については、コロナウイルス感染症の影響もあって、立入調査が実施できていない。今後も引き続き、事務所の更新期間である5年の間に計画的に立ち入りを行ない、的確な指導、監督の徹底に努めていく必要がある。

【建築士事務所登録数及び立入件数の推移】

※土木建築部の概要より抽出



		H28	H29	H30	R01	R02
事務所登録	1級建築士事務所	658	639	625	629	617
	2級建築士事務所	265	262	247	252	242
	木造建築士事務所	2	2	1	1	1
	計	925	903	873	882	860
立入件数	1級(立入り)	51	31	28	5	0
	2級(立入り)	10	15	24	12	0
	木造(立入り)	0	0	0	0	0
	計	61	46	52	17	0

### 3 定期報告制度の状況について

#### (1) 定期報告が必要な建築物について

本県における定期報告の対象建築物は、用途・規模に応じて区分されており、報告は3年毎に行なっている。なお、県と大分市を除く5市については、報告対象の建築物は統一されているが、大分市については、下記の表に示すように用途によって報告年度に違いがある。

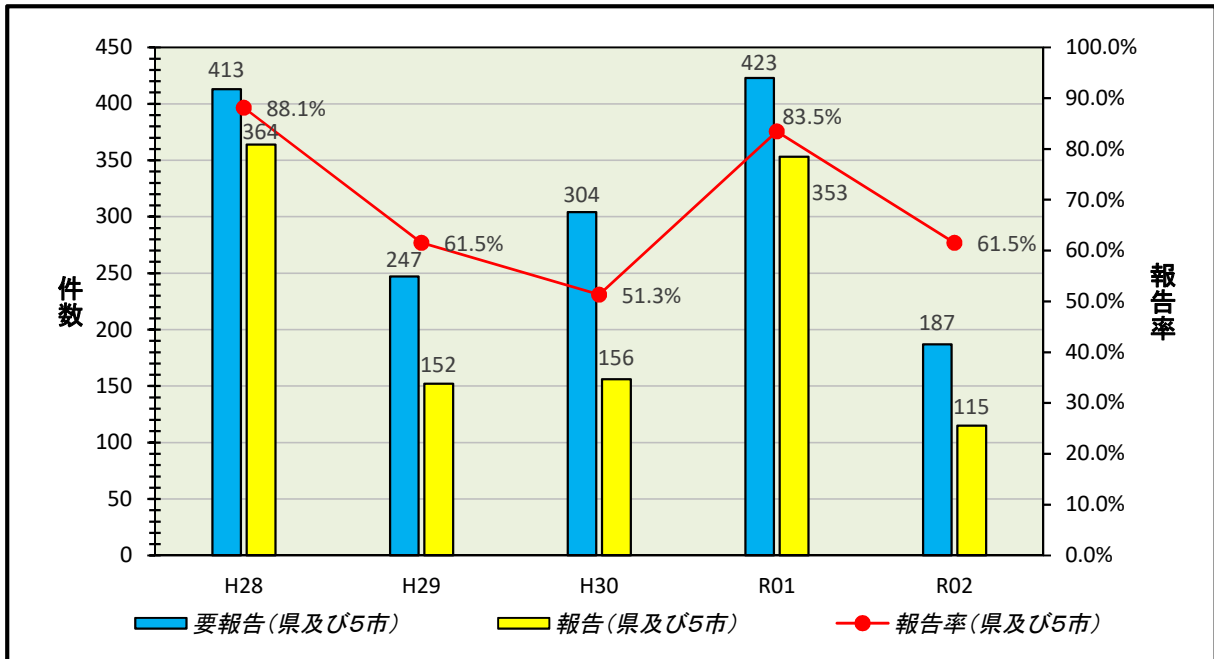
[定期報告が必要な建築物及び報告年度（H28～R2）]

指定対象物等		報告先区分	報告年度	報告率
用途又は対象物	規模(要件)			
1	病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用建築物	県及び5市	H28	88.1%
			R元	83.5%
		大分市	H30	83.3%
2	劇場、映画館、演芸場	県及び5市	H29	66.7%
			R2	75.0%
		大分市	H29	0.0%
			R2	0.0%
3	観覧場、公会堂、集会場	県及び5市	H29	75.6%
			R2	69.2%
		大分市	H29	53.6%
			R2	64.3%
4	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	県及び5市	H29	75.0%
			R2	100%
		大分市	H29	100%
			R2	71.4%
5	百貨店、マーケット、展示場、キャパレ、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合所、料理店、飲食店、物販店舗	県及び5市	H29	53.5%
			R2	54.5%
		大分市	H28	37.4%
			R元	41.3%
6	・旅館 ・ホテル	県及び5市	H30	51.3%
		大分市	H30	43.6%

#### (2) 建築物の報告件数及び報告率について

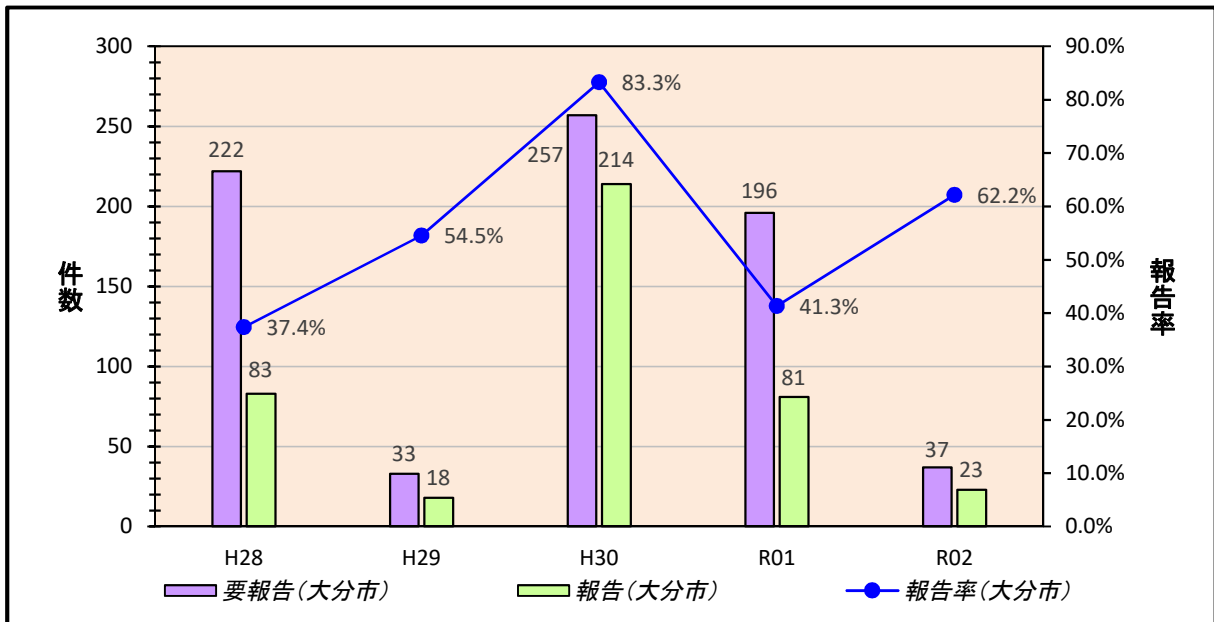
報告件数及び報告率については、報告対象の用途によってバラツキがあり、1の病院や福祉施設等は高いものの、5の百貨店や物販店舗等、6の旅館・ホテルについては低い状態にある。全国的にみても同様にこれらの用途の報告率は低い傾向にある。

[県及び5市の建築物定期報告の推移]



	H28	H29	H30	R01	R02
要報告件数(県及び5市)	413	247	304	423	187
報告件数(県及び5市)	364	152	156	353	115
報告率(県及び5市)	88.1%	61.5%	51.3%	83.5%	61.5%

[大分市の建築物定期報告の推移]



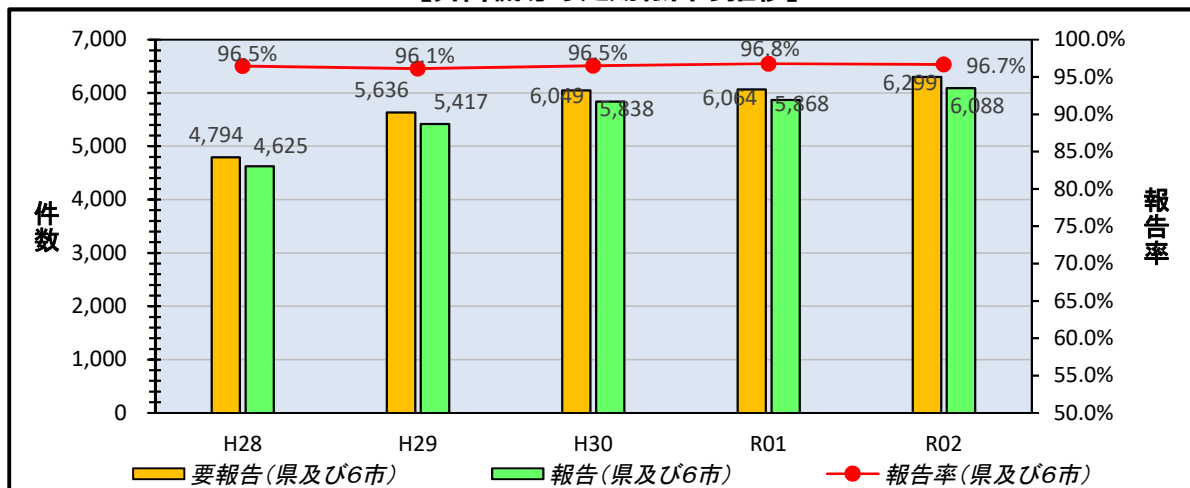
	H28	H29	H30	R01	R02
要報告件数(大分市)	222	33	257	196	37
報告件数(大分市)	83	18	214	81	23
報告率(大分市)	37.4%	54.5%	83.3%	41.3%	62.2%

### (3) 昇降機等及び建築設備の報告件数及び報告率について

昇降機等については、(公社)大分県建築士会昇降機センターとの連携により、過去5年間の報告率が95%以上と高い水準で推移している。

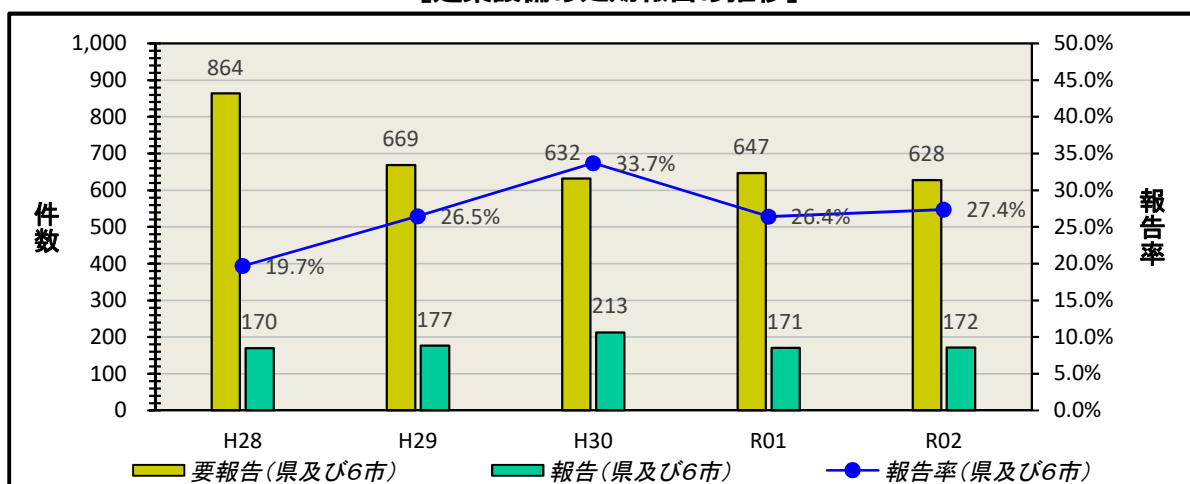
建築設備については、平成28年の建築基準法の改正以降も、低い水準で推移している。これについては、報告対象となる建築設備の現状把握が重要である。特に機械排煙設備や内蔵型でない非常用照明設備の区分を正確に見分けて整備していく必要があると思われる。

**[昇降機等の定期報告の推移]**



	H28	H29	H30	R01	R02
要報告件数(県及び6市)	4,794	5,636	6,049	6,064	6,299
報告件数(県及び6市)	4,625	5,417	5,838	5,868	6,088
報告率(県及び6市)	96.5%	96.1%	96.5%	96.8%	96.7%

**[建築設備の定期報告の推移]**



	H28	H29	H30	R01	R02
要報告件数(県及び6市)	864	669	632	647	628
報告件数(県及び6市)	170	177	213	171	172
報告率(県及び6市)	19.7%	26.5%	33.7%	26.4%	27.4%